

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

最上町長 高橋 重美

市町村名 (市町村コード)	最上町 (06362)
地域名 (地域内農業集落名)	富沢西地区 (本城、下立小路、新田、明神)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月23日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

○東部土地改良区域内等での農業経営規模維持意向の農業者が多く、数年は水稻を中心にした営農継続が見込まれる。しかし、地区内で水稻での農地拡大意向がある担い手は数名いるが、設備等も含め一人当たりの耕作可能面積を考慮すると今後、担い手不足が懸念される。
 ○そばの作付けを中心としたエリアについては、状況により今後の営農継続に支障が出てくるため、収益性を考慮した新たな作物等の検討などが課題となる。
 ○山あいに位置する農地については、イノシシ等鳥獣害被害が深刻であり、対策を講じないと営農に支障が出ている状況。
 ○立小路地区では基盤整備を進めているが、大雨等の水害に弱く、対応に苦慮している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

○圃場条件の良い基盤整備されている地域は水稻作付や高収益作物を中心に集積を検討していく。担い手不足や1経営体あたりの生産にかかる農機具等での処理能力不足が想定されることから計画的に担い手への集約化や設備投資等による改善に努めていく。
 ○畜産農家との耕畜連携による自然循環型農業を継続していく。
 ○山間部等に位置する条件不利な圃場については、基盤整備等を踏まえつつ農業経営としてのニラ、たらの芽、里芋等の高収益の露地野菜を検討する。また、農地保全も兼ねてきたそばの作付けについては、今後の状況を踏まえつつ検討していく。
 ○水路・農道、農地保安全管理等維持管理については、多面的組織、中山間組織等の協力を踏まえながら対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	304 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	304 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、農林振興課保存の地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域としていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
可能な限り、農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積および団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向・所有者の意向に配慮し、農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
立小路のエボシカケ地区では、圃場整備に取り組んでいる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、既存の経営体への支援、新たに就農を希望する経営体に支援をしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、機械の問題等で個人で作業が困難になっている場合には、農業支援サービス事業者への農作業委託を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化、輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等の鳥獣害被害が拡大しないよう対応策を講じるとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに役場との連携ができるようにする。
- ②、⑨畜産農家からの堆肥を活用した耕畜連携により減肥に取り組む。
- ③ドローン等を活用した作業のスマート化に取り組んでいる。
- ④地区の合意形成の下、畑地化にかかる事業を検討していく。
- ⑦保全等を進める区域については、地区内の合意形成を図り、遊休農地化しない対応を検討していく。
- ⑧今後、水稻生産にかかる設備更新を地区内で計画的に進めていくことを検討していく。